

国民年金保険料を納めることが困難な場合は… ～保険料の『免除制度・猶予制度』を利用しましょう～

問い合わせ
年金・長寿医療グループ
☎05 2 1 3 7

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる『保険料免除制度』や『若年者納付猶予制度』があります。

保険料の免除や猶予を受けずに保険料が未納の状態、障がいや死亡など不慮の事態が発生したときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。保険料の納付が困難な場合には、早急にご相談ください。

免除制度

●全額免除制度

前年の所得に基づき、保険料の全額（月額1万4,660円）を免除します。

※全額免除の期間は、全額納付したときに比べ、年金額が3分の1として計算されます。

●一部納付（一部免除）制度

前年の所得に基づき、保険料の一部を免除します。

※一部納付は3種類です。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

- 4分の1納付（月額3,670円・年金額は2分の1）
- 2分の1納付（月額7,330円・年金額は3分の2）
- 4分の3納付（月額1万1,000円・年金額は6分の5）

※一部納付制度は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除される制度です。

一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。

また、障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受けることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

▶手続きに必要なもの

年金手帳または納入通知、印鑑、失業の場合は『雇用保険受給資格者証』または『雇用保険被保険者離職票』の写し

※転入などにより、所得が確認できない場合は、所得証明書、源泉徴収票の写しなどが必要となります。

※申請者ご本人のほか、配偶者・世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

若年者納付猶予制度

20～29歳の方で、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得要件により、国民年金保険料の納付を猶予する制度です。

納付猶予承認期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に含まれますが、年金額に反映されません。ただし、10年以内であれば後から保険料を納めること（追納）ができます。

▶手続きに必要なもの

免除申請の手続きに必要な書類と同じ

学生納付特例制度

大学、大学院、短大、高校、専門学校（一部適用にならない学校があります）に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年度所得が118万円以下（扶養親族の数等により異なります）であれば申請により国民年金保険の納付が猶予されます。

納付特例承認期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に含まれますが、年金額に反映されません。ただし、10年以内であれば後から保険料を納めること（追納）ができます。

▶手続きに必要なもの

年金手帳または納入通知書、印鑑、学生証のコピーまたは在学証明書

申請は、年金・長寿医療グループ
（市役所1階10番窓口）または
各支所で受け付けています。

時代が変わっても、
あたたかさはかわらない。

 **第一滝本館**

ご予約・お問合せは

☎(0143)84-2111 <http://www.takimotokan.co.jp>
登別市登別温泉町55番地 info@takimotokan.co.jp

地域ニュース
満載

室蘭民報

山本新聞店

購読のお申し込みは

TEL/FAX 0143-85-2304
登別市幌別町4丁目7番地3